

児童養護施設における心理的ケアの変遷

春 海 淳 子

1. はじめに

少子・高齢化の懸念が高まる現在、子育てに対するさまざまな支援の必要性が叫ばれて久しい。内閣府は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月にスタートさせている。また、厚生労働省は乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業などを実施し、さまざまに養育者と子どもたちに対するサポート体制をとっている。

人間の子どもは「生理的未成熟児」の状態で家族のもとに生まれ、安定した衣食住の環境が整えられることはもちろんのこと、適切な情緒的関わりを受け、教育をうけることを保障され、日々さまざまな養育者や子どもを取り巻く人々の関心とケアを受けながら育っていく。こうしたことが適切になされることで、子どもは心身ともに健やかに成長し、大人になっていくのは想像に難くない。しかし、さまざまな要因でこの当然とも思われる環境が得られない子どももいる。

一方で、児童虐待にまつわる報道をさまざまなメディアで目にしない日はなく、養育者からの虐待によって命を落とす事例が数多く報道されている。厚生労働省の報告によると、平成28年度中に発生あるいは表面化した心中以外の虐待死事例は49例（49人）、うち16名が0歳児となっている。これら事例の虐待類型は身体的虐待が19名、ネグレクトが19名である^①。また、命を落とさないまでも虐待的養育あるいはそれと疑わしい状況にある子どもたちは非常に多い。平成29年度に、全国の児童相談所が児童虐待相談を受け援助方針会議の結果、指導や措置等を行った件数は133,778件（速報値）で過去最多となっている^②。また、平成30年度に警察から児童相談所へ通告がなされた事例は80,252人、保護児童数は4,571人となっている^③。これらの数字は、いずれも年々増加しているか横ばい状態であり、この増加は児童虐待に対する社会の関心の高まりと同時に過酷な状況で養育されている子どもたちの多さの証左となろう。これら家

庭から保護された子どもたちは全国にある児童相談所による一時保護を経て、必要と判断された場合は社会的養護の対象となる。

社会的養護について、石田（2018）は、社会が責任を持って子どもたちを養育することであり、狭義には、保護者のいない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う制度である。より広義には、児童健全育成や子育て支援の必要な家庭も含めた範囲に及ぶものととらえることもできる、としている。「社会的

表1. 児童養護施設入所時の養護問題発生理由別児童数

【平成24年度児童養護施設入所児童等調査】
(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局)より作成

	平成24年	
	児童数	構成割合(%)
父の死亡	142	0.5
母の死亡	521	1.7
父の行方不明	141	0.5
母の行方不明	1,138	3.8
父母の離婚	872	2.9
父母の不和	233	0.8
父の拘禁	419	1.4
母の拘禁	1,037	3.5
父の入院	180	0.6
母の入院	1,124	3.7
父の就労	963	3.2
母の就労	767	2.6
父の精神疾患等	178	0.6
母の精神疾患等	3,519	11.7
父の放任・怠た	537	1.8
母の放任・怠た	3,878	12.9
父の虐待・酷使	2,183	7.3
母の虐待・酷使	3,228	10.8
棄児	124	0.4
養育拒否	1,427	4.8
破産等の経済的理由	1,762	5.9
児童の問題による監護困難	1,130	3.8
その他	3,619	12.1
不詳	857	2.9
総数	28,979	100.0

養護の課題と将来像」では社会的養護の活動が持つべき基本的な機能として、①養育機能、②心理的ケア等の機能、③地域支援等の機能、の3点があげられている。①養育機能とは、本来であれば家庭で保障されるべき「基本的生活の保障」で、「家庭での養育を受けられない子どもを養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの」である。②の心理的ケア等の機能は、「心の安定と豊かさ」に関する機能で、「親などからの虐待行為を受けるなどのさまざまな背景の下で、適切な養育が受けられなかったことなどにより生じる発達上のゆがみや心の傷（心の成長の阻害と心理的不調等）を癒やし、回復させ、適切な発達を図る機能」である。③の地域支援等の機能は、子どもは「社会の一員」であることを具現化するための機能である^④。

我が国での狭義の社会的養護を担う施設は、養護系施設、障がい系施設、情緒・行動系施設に大別され、子どもの特徴に合わせて入所する施

設が決定される。中でも、虐待的環境をはじめとする、家庭養育が困難と判断された子どもの多くは養護系施設へ入所することとなる。なお、児童養護施設への入所理由は虐待だけでなくさまざまである^⑤（表1.）。入所した児童は、家族のもとへ戻ることができる家庭環境が整うまではその環境で生活するが、養護系施設で育ち自立していく子どもも少なくない。

このような、家庭での養育困難により親元で生活できない子どもは古代に始まり、我が国のいずれの時代にもいたはずであるが、そのような子どもたちはどのように生活を送ってきて、どのようなケアを受けてきたのだろうか。家庭養育が困難となった子ども達がどのように養育、ケアされてきたのかを歴史的な流れに沿ってたどる資料は少ない。しかし、これまでの歴史を整理し見直すことは現在の爆発的に増えつつある社会的養護を必要とする子どもたちに必要な支援を考えるための新たな視点を得ることができると考える。

本稿では、施設養護を担う施設の中でも虐待をはじめとした家庭養育が困難な子どもたちの主な生活の場となる児童養護施設について述べ、次に家庭養育が困難な子どもにどのような養育、社会的養護の活動が提供されてきたのか歴史的変遷を概観し、現在の児童養護施設の現状と課題を考えたい。

2. 児童養護施設とは

児童養護施設は、乳児院・母子生活支援施設と並ぶ入所型の児童福祉施設である。児童福祉法第41により「児童養護施設は、保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする」と規定されている。そして、厚生労働省は児童養護施設を「保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能」をもつとしている^⑥。

「児童養護施設運営指針」では以下の5点が養育・支援の基本として示されている^⑦。

- ① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する
- ② 基本的欲求の充足が、子どもとともに日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援する
- ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを補償する

- ④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する
- ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識および社会規範、さまざまな生活技術が習得できるよう養育・支援する

このように、児童養護施設は生活支援・学習支援・職業支援とともに家族関係の回復、自立後のアフターケアといった家庭的な役割を担っている。しかし、入所児の背景の変化に伴い、何らかの障害を抱える入所児や被虐待経験のある子どもたちへの治療的養護も役割として求められている。

平成29年10月時点で児童養護施設は全国に608カ所あり25,636人（在所率81.8%）の1歳から18歳（必要な場合は、0歳から満21歳まで在籍可能^⑧）の子どもたちが生活している。施設の形態は、平成24年3月時点で、大舎制（1舎20人以上）283、中舎制（1舎13～19人）153、小舎制（1舎12人以下）231となっている^⑨。以前は大舎制の形態が多く集団生活が基本であったが、徐々に小舎制施設が増加しつつあり、養育単位の小規模化の流れにある。児童養護施設の職員には、児童指導員、保育士、嘱託医、個別対応職員、家庭支援相談員、栄養士及び調理師、乳児がいる場合は看護師が配置されている。さらに、施設におけるニーズにあわせて常勤・非常勤いずれかの形で臨床心理士などの心理療法担当職員や里親支援専門相談員が勤務している。このように、さまざまな職員がいるなかでも、児童支援員・保育士が子どもたちの直接的な養育を担っている。先述した、児童養護施設の役割を果たすために、子どもたちの直接的な養育を担う児童支援員・保育士には高い専門性が求められることとなる。児童養護施設における現状と問題については、4. 児童養護施設の現状と問題において詳しく見ていきたい。

次に、家庭での養育が困難になった子どもたちがこれまでどのように育てられてきたのかの変遷を見ていく。

3. 家庭養育が困難な子どもの養育と心理的ケアの歴史的変遷

1) 近代以前

現在の児童養護施設の原型は593（推古天皇元）年に聖徳太子が建立した四天王寺四箇院の1つである悲田院であるとされている。この施設は仏教思想に基づき、身寄りのない棄児や孤児だけでなく貧困者を老若男女問わず救済する目的で建立されたものである。古代においては、このような仏教の慈悲を基盤にした寺院中心の慈善救済が中心となっており、723（養老7）年には光明皇后により建立された悲田院での棄児・孤児の収容保護や、764（天平宝字8）年の和気広虫による83人の孤児養育がなされた記録がある。鎌倉・室町時代においても仏僧を中心として、捨て子をはじめとした生活困窮者の収容保護・救済が行われている。そして、室町時代末期にはキリスト教の伝道に伴い、それまでよりも多様な慈善事業が始まり孤児の救済もその

一環の中でも行われた。

しかし、江戸時代に入るとキリスト教徒による慈善事業は1613年のキリシタン禁令により消滅することとなった。一方で、五人組制度が確立され、隣保相互扶助が義務づけられた。そのなかに、棄児・孤児の保護をはじめとする慈善救済に関する規定がみられる。このように、江戸時代においては、宗教的立場だけでなく制度として地域の相互扶助による棄児・孤児の養育が行われるようになった。しかし、この時代においてもこれまでと同様に貧困による堕胎や嬰兒殺しなどが頻繁に行われてきた。ここで、江戸時代の棄児・孤児の保護について沢山の著作をもとに見ていきたい。沢山（2014）は、井原西鶴の文学作品をひもとき、そこから乳飲み子を抱えて妻に死なれた子どもを捨てようかと揺れ動く男の葛藤や乳飲み子を残し妻に死なれた男の持参金を持たせて養子に出すことも、妻の遺言により子どもを捨てることもできない嘆きと、貰い乳をすることに四苦八苦する様子を示し、貧困層にとって乳がないことは養育困難をもたらすものであったとしている。さらに、捨て子記録から捨て子たちは発見後すぐに乳を与えられていることや、乳代の支給がされることに着目し乳代を生活の糧とするような者に捨て子が預けられたことを示すことを見いだしている。一方で、「捨て子たちは粗末に扱われたか」というと、必ずしもそうではない」（沢山，2014）としており、乳を与えたことが捨て子を貰い受ける動機となった事例を示している。これらのことから見えてくるのは、乳飲み子を抱えながらも、乳がない状態は貧しい者にとっては養育困難に直結する問題であり、同時に子どもにとって乳児期に捨て子になることは子どもの命の存続に直結することとなるのは確かである。しかし、ここから見えてくるもう一つの視点は、子どもの命をなんとかつなごうと右往左往する親や捨て子を発見した人たちの懸命な姿や代理に乳を与えたことをきっかけとして、乳飲み子を貰い受ける慈しみのこころの存在である。一方で、このような捨て子の貰い主はその大半が大名屋敷周辺に住む都市下層の町人や実子を亡くした農村の百姓たちであり、いずれも捨て子をもらい受ける理由は「家」の存続であったことを見いだしている。

古代から近代にかけてのこのような状況について、野田（2013）は特に封建社会では、子どもは独立した固有の存在ではなく絶対的に従う立場であり、家業・家事の働き手として扱われてきたと述べている。

2) 明治時代

明治時代の公的制度における児童養護については1874（明治7）年の恤救規則により、「身寄りのない13歳以下の子どもに対して年間で米7斗を給付」とあり、その他の施策も、堕胎禁止令や棄児養育米給与方、人身売買禁止令、養育米給与方など命（生まれてくること）の保証や米の支給というように公的な児童養護についての制度は必要最低限の限定的な救済制度とな

っていた。

一方で、主にクリスチャンや仏教関係者による民間による児童養護が盛んになり、現在の児童養護施設の先駆けとなる施設もこの時期に立て続けに設立されている。1869（明治2）年に松方正義によって日田養育館設が設立された。その後は、キリスト教系施設の設立が立て続いている。例えば、フランス人修道女ラクロットによって1872（明治5）年に設立された横浜仁慈堂、1874（明治7）年に岩永マキによって設立された浦上養育院が代表的である。その後、仏教系施設として1879（明治12）年の福田会育兒院、1883（明治16）年の善光寺育兒院、1886（明治19）年の愛知育兒院などが設立されており、明治20年代末までに宗教的慈善思想を基盤にもつ育兒施設が38カ所設立されている。

明治期に設立された育兒施設で代表的な施設として、1887（明治20）年に石井十次により設立された岡山孤兒院において、どのような養育がなされていたかを見ていきたい。

熱心なクリスチャンであった石井十次は、医学生時代に巡礼者の子どもを引き取り「孤兒教育会」を設立し、「岡山孤兒院」として孤兒院事業および孤兒教育事業を開始した。石井の孤兒院経営はキリスト教思想、ルソーの思想、イギリスのバーナード・ホームのあり方に強い影響を受けている。そのような中で孤兒院の理想を、明治22年に「孤兒院を一のクリスチャンホームとなし平和に充ちたる家族となし愛の御誠の内に衆多の孤兒を育つべし」とかけ、石井十次夫婦が父母となり、孤兒院は家庭であるという、家庭的養育の考え方を示している。このような考えのもと、教育法や子どもたち・孤兒院内での労働についてさまざまに葛藤・試行錯誤しながら子どもたちの養育と生活や将来のための労働教育がなされていった。

そして、明治35年に試行錯誤の結果から完成された岡山孤兒院の基本的原則を『岡山孤兒院十二則』として示した。

岡山孤兒院十二則

- ①家族主義 ②委托主義 ③満腹主義 ④実行主義 ⑤非体罰主義 ⑥宗教主義
⑦密室教育 ⑧旅行教育 ⑨米洗教育 ⑩小学教育 ⑪実業主義 ⑫托鉢主義

この十二則はいずれも、子どもたちを健全に養育するための視点に立って考えられているものであり、現在の児童養護施設の基本的な生活や関わり方と通じる部分がある。なかでも、心理的ケアの視点が含まれているものについて、詳しく見ていきたい。

①家族主義は、収容児を10-15人ほどの小寮舎にわけ、それぞれに子どもたちの世話を担当する「主婦（現保育士）」を一人置く制度である。そして、孤兒院全体の統一をやぶらない限り、各家庭（小寮舎）の特殊性を尊重している。ここで、注目したいのは石井の「主婦」についてのとらえ方である。「主婦」の年齢は30-40歳、身体が丈夫であり難儀をしたことのな

い人がよい」(柴田, 1978)とし、このことについて石井は「小さいときから両親を失って非常に難儀をした方は孤児に同情があるかと思ふと、実際は余り難儀に逢った人は同情が麻痺するかどうかあまり温かくない。(中略) 同情が反対になるようであります」と述べている。ここからは、入所児童に対し、養育担当者自身の心理的問題が刺激され、「温かくない」対応になるのを避けるための考えが見て取れる。

また、⑦密室主義において、問題を起こした子どもには個別の空間で指導し、子どもをほめる際にも周囲からの嫉妬を避けるために同様に個別にほめることを行っている。さらに、柴田(1978)は「種々の問題をもつ子供たちに対してはそれぞれ個別的にその心境を十分にきいてやったのである」と述べており、当時から石井には問題を抱える子どもに対する心理的ケアの視点があったと推察される。

このように、岡山孤児院当時の孤児院としては大きな影響を持つ施設となっていたが同様のさまざまな施設で同じ対応がなされていたわけではなく、当時の日本全体の孤児院においては、心理的ケアの視点が十分にあったとはいえない。

3) 大正～第二次世界大戦以前

1914(大正3)年第一次世界大戦が起こり、このため国内には好景気がもたらされた。しかし、大戦後の経済恐慌は不景気を引き起こし、国民生活に深刻な事態を生じさせた。この経済不安は家庭崩壊、乳児死亡の増大、労働のため就学できない子ども、棄児・孤児らの問題を引き起こし、それまで民間の慈善宗教者による慈善事業では対応できない事態に迫り込まれ、当時の政府は妊産婦保護、乳幼児保護、貧児保護、労働児保護、病弱児保護、義務教育終了児保護、児童虐待防止事業、感化事業、障がい児保護などの予防的側面を持った各種の児童保護事業の拡大と児童保護施設の増加を余儀なくされた。1925(大正14)年末には、孤児院数119施設、収容人員4,145人と報告されている。

時代が昭和に変わっても、その初期には経済恐慌などによる国民生活の窮乏化が進み、児童虐待や欠食児童、人身売買、母子心中などの被害・犠牲を受ける子どもが数多くいた。この事態は、1929(昭和4)年の「救護法」の成立、1932(昭和7)年からの実施へと政府を動かした。この救護法の対象は貧困による生活困窮者(子どもに関連するものとしては、13歳以下の児童や妊産婦)あったが、同時に、当時の育児施設は救護法による救護施設として法的に位置づけられ国の補助がえられるようになった。流れの中で、児童養護施設の中では施設維持のための職業訓練と称した強制労働がなくなり、学齢児の多くは近隣の小学校に通学したり、成績優秀な者は上級学校への進学が認められるようになった。さらに、1933(昭和8)年には、「児童虐待防止法」が成立し、1937(昭和12)年には貧困母子の救済を目的とした「母子保護法」

が制定された。母子保護法では、13歳未満の児童の養育を目的とし、母子に労働能力があっても生活・養育・生業の3扶助を行い、さらに埋葬費の支給も考えられた。この頃の日本は日中戦争から第二次世界大戦への戦時体制がすすんでおり、同年の軍事扶助法では、戦争遂行の国家目的を達成するための配慮として、政府は戦争犠牲者の遺族や母子家庭を対象とした援助を開始した。しかし、この時期の子ども観は、戦争遂行のための小国民としての子ども、労働力としての子どもというとらえ方が大きかった。

子どもの保護や救済についての制度は前進しつつあったが、児童養護施設は依然として国による介入はすくなく、施設のありようについて山口（1985）は、「規模、設備、職員などの物的人的な状況が各施設ごとにバラバラで、処遇の方針は施設長の理念、考え方に委ねられていた。従って、実際の処遇内容は、当時の経済的状況や養護についての意識、その方法・技術などによって制約されただろうが、可能性としては多様でありえた。各施設間格差も大きかったようである」と述べている。

4）第二次世界大戦以降

第二次世界大戦の全面降伏による終結により、日本は外国軍（GHQ）による占領・統治を経験することになった。戦争による社会経済秩序の混乱は、国民の生活、子どもの生活状態に大きな影響を与えた。戦災孤児・浮浪児・欠食児童が数多く生まれ、子どもの人身売買や親子心中などが頻発した。この状況下で政府は、1945（昭和20）年9月に「戦災孤児等保護対策要綱」を決定するなど各施策を決定し、戦災孤児や浮浪児対策を実施した。このような状況の中、1946（昭和21）年に日本国憲法が制定され、続く1947（昭和22）年には児童福祉法が制定された。この児童福祉法は、日本国憲法第25条の生存権「すべての国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部分について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上及び増進につとめなければならない」に根拠を置き、すべての子どもを対象とした福祉の増進を目指す「児童福祉」の観点へと転換した。さらに、この法によって、戦前から運営されてきた育児施設、「旧・児童虐待防止法」による母子施設、疎開学童寮から転身した施設、戦後に孤児収容を始めた施設などが、「養護施設」として認可されることとなった。

1948（昭和23）年2月の全国一斉孤児調査によると、両親のいない18歳未満の児童数は12万3,504人にのぼり、公私の児童福祉施設に保護された者が1万2,216人、親戚や知人のもとで養育された者で養育された者が10万7,000人ほどいた。孤児・浮浪児等の激増に対応して、戦中に激減していた施設の復旧作業が行われ、空き工場、兵舎、寮、寺などを利用して児童養護施設が急速に設けられた。このことにより、終戦直前は86施設程度の減少していたものが、1年間で2倍の171施設に増加し、2年後の1950（昭和25）年には394施設に至った。

この時代の養護施設における処遇実態について、山口（1985）は、敗戦直後の国民的飢餓状態の中で、施設もその例外たりえず、厳しい食糧不足、物不足の状況下に置かれていたと述べている。さらに、建物の状況には窓ガラスはほとんど破れ板でふたをし、建物内は大広間に間仕切りして学習室、医務室の札がかけてあったが、衝立は灰色のペンキ塗りというような状況が平均的であった。また、養育を担っていた施設職員は、保母（現保育士）の有資格者はごくわずかであった。さらに、子どもたちの健康状況は皮膚病や栄養失調だけでなく、不活発や表情なし、無表情の子どもも見いだされていた。施設職員は、日々食料や日常生活必需品の確保に追われており、食糧不足、物不足のなかで、貧しい者を職員と子どもたちが分け合い、苦楽をともにしているという一体感も生じていたとも述べている。そして、この当時の養護施設の重要な課題は浮浪児の逃亡への対応であった。逃亡児の搜索は、施設職員の日常仕事の1つにすら数えられる状況で、その対応は大きく2つに別れていた。第1の対応は、施設に垣を設け、逃亡を監視し、扉に鍵をかけるという対応であり、第2の対応は日課の編成や、食料、衣料、人間関係に配慮する。あるいは、玩具によって創作意欲を刺激し、山登りなど行事を工夫するという対応であった。1947（昭和22）年から1948（昭和23）年にかけて、逃亡理由のとりえ方が施設の不備や食糧事情の問題という視点から、施設の生活になじめない本人自身に基因する問題という視点へと変化し、施設の対策は完全な鑑別と分類収容の促進という方向に統一されていった、としている。このような、敗戦直後の衣食住の安定もままならない状況における生活は心から安心できるものではなかったと考えられる。また、現在の視点から見ると、活動性が低く、表情も乏しいなど心理的に不安定な状況を身体的に現していた子どもも見いだされている。同時に、浮浪逃亡児は、その背景に戦争体験やそれに伴う喪失体験による情緒・行動の問題を抱えている子どもたちが含まれていたであろう。この浮浪逃亡児への養護に対する「鑑別と分類収容の促進」という方向性は意味のあることであったと考えられるが2つ目の対応に見られる、安定した生活環境の工夫や心理的ケアと言う視点からは不十分であったと推察される。

また、この時期に世界的にはホスピタリズム論争が始まっている。ホスピタリズムとは、「ボウルビーにより提唱された、子どもが施設や病院などで主たる養育者から分離され、集団で潮位機関養育される時に生じる心理的・身体的な面に対する悪影響や、発達上の障害」のことをいう。この論争に伴い、入所施設におけるケアは、子どものパーソナリティ形成にマイナスの効果しかもちえないのではないかという疑問が投げかけられホスピタリズム論争が引き起こされた。この視点が、従来の入所施設のあり方を検討する機会をもたらし、施設内でも個別的処遇を行うことで、家庭に近づける方向性や、施設の特質である児童集団を生かした積極的養護や集団養護を目指す方向性などが模索されることになった。同時に、現在推進されている生活単位の小規模化がこの時期から注目されることとなった。

1951（昭和26）年には児童憲章が制定され、序文に「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める」ことが記され、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる」といった3原則が打ち出された。そして、児童憲章の本則は次の12則からなっている。

- ① すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される
- ② すべての児童は、家庭で、正しい愛情と技術を持って育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれに変わる環境が与えられる
- ③ すべての児童は、適当な栄養と住居と衣服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる
- ④ すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる
- ⑤ すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる
- ⑥ すべての児童は、就学の道を確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される
- ⑦ すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる
- ⑧ すべての児童、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活が妨げられないように、十分に保護される
- ⑨ すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる
- ⑩ すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる
- ⑪ すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- ⑫ すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる

このような児童福祉法や児童憲章の制定に見られるように、ここで初めて、“子どもが子どもとして権利を与えられ、守られ・大切に育てられる（みちびかれる）存在”であることが明文化され保障されたといえよう。

5）高度経済成長期から現代

1968（昭和42）年には、国民総生産（GNP）が世界第2位に達したことが象徴するように、一般的国民の生活は向上したようにみえる。この結果、貧困問題が大きな影響を与えていた孤児、棄児、親子心中、女兒の身売り等の子どもの問題は減少し、子どもの発達の違い、学力低下、情緒的問題、非行化などの潜在化・複雑化した問題が児童養護の問題となった。このこと

から、養護施設において、生活の場の保障だけでは子どもの潜在的な問題の解決には困難な状況が明らかになったが、当時の厚生省（現厚生労働省）は、この時期に児童養護施設には待機児童がいなくなったとして、1967（昭和42）年に「定員未充足状態の養護施設（現児童養護施設）に対する定員減および施設の転換」を指示した。この判断について野田（2013）は「この時期の子どもの潜在的な問題に対してその重篤さや緊急性などの問題が把握できていなかった現れとして理解できる」としている。

養護施設では「施設の社会化」が提唱され、開かれた施設づくりという新たな取り組みが行われ始めた。この実践により、養護施設の文化・生活水準と地域の水準の格差がみられ、施設環境条件整備の必要性が見直し運動として広がった。その結果、1979（昭和54）年の児童福祉施設最低基準の改定において、児童養護施設における栄養士の必置と児童指導員および保育士の増員が改められた。1973（昭和48）年度から養護施設（現児童養護施設）入所児童の高校進学費用が予算化され、1989（平成元）年にはその予算の増額と私立高校進学の道が保障されるようになった。このように、これまでの流れと同様、養護施設入所児たちの生活や教育についての保障が少しずつ前進していつている事が見て取れる。

1997（平成9）年には、児童福祉法が大幅に改正され、翌年施行された。この法改正により、それまでの「養護施設」は「児童養護施設」と名称が変更されるとともに、施設の目的として「子どもの自立支援」が明記されるなど、子どもの自立支援と権利擁護の視点が明確にされた。続く、2004（平成16）年の児童福祉法改正では、児童養護施設などに家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が配置され、親子関係の調整や家庭の再統合などを行うことが求められるようになった。同時に、社会的養護のあらゆる施設において、退所者の支援（アフターケア）が業務として位置づけられた。さらに、入所児の年齢による措置変更における分離不安や見捨てられ不安のリスク回避の方向性と、パーマネンシー（永続性）の保障のための改善策の一つとして、乳児院と児童養護施設の入所年齢が緩和された。

さらに、2008（平成20）年の児童福祉法改正では、「小規模住居型児童養育事業」（ファミリーホーム）が制度化され、より家庭に近い環境での社会的養護が目指されるようになった。この家庭により近い環境での養育という視点は現在さらに推進されており、現在は要保護児童の里親委託率の向上が目指されている。

このように、児童福祉法の改正を重ねるにつれて、児童養護施設入所児の生活環境は衣食住の充実や教育機会の保障といった基本的機能の充実から徐々に心理的ケアに目を向けられるようになってきている事が見て取れる。

4. 児童養護施設の現状と問題

これまで見たように、家庭養育が困難な子どもの保護、施設養護は思想に基づく慈善事業として古代から始まり、第二次世界大戦後に制度として整えられた児童養護施設という形をもって現在に至っている。そして、戦後の高度経済成長期まではいずれの時代においても、子どもが保護を必要とする理由は貧困や親との死別、あるいは親の養育困難による孤児・棄児となったことが中心であった。しかし、本稿の冒頭で述べたように、現在の児童養護施設への入所理由はこれらの時代から大きく変化している。2013（平成25）年時点で、児童養護施設に入所する子どもたちの約60%が被虐待経験を持っており、また、28.5%の子どもが何らかの障害をもつことが明らかになっている。これらの数字は、調査のたびに増えている（表2。）^⑭。

表2. 年代別に見る心身の状況別児童数

調査年	総数	障害等あり	障害等あり内訳（重複回答）									
			身体 虐待	身体 不自由	視覚 障害	言語 障害	知的 障害	てん かん	ADHD	LD	広汎性 発達 障害	その他 の障害 等
平成9年	26,870	2,766	573	124	210	308	1,125	375	—	—	—	870
	100.0%	10.3%	2.1%	0.5%	0.8%	1.1%	4.2%	1.4%	—	—	—	3.2%
平成14年	30,416	6,155	772	132	233	437	2,476	421	531	—	—	2,518
	100.0%	20.2%	2.5%	0.4%	0.8%	1.4%	8.1%	1.4%	1.7%	—	—	8.3%
平成24年	29,979	8,556	534	101	221	298	3,665	369	1,384	352	1,576	2,319
	100.0%	28.5%	1.8%	0.3%	0.7%	1.0%	12.2%	1.2%	4.6%	1.2%	5.3%	7.7%

（ — ）は調査項目なし

【児童養護施設入所児童等調査】（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局）より作成

ここで、虐待を受けた子どもたちの特徴と専門的なケアの必要性を確認したい。

『児童虐待の防止等に関する法律』によると、児童虐待は、保護者等がその監護する児童について次に掲げる行為をすることをいう。

- ①身体的虐待：外傷、あるいは外傷が生じるおそれのある身体への暴行、意図的に子どもを病気にさせること
- ②性的虐待：わいせつな行為をすること、あるいはさせること
- ③ネグレクト：保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待：著しい暴言や拒絶的な反応、DV の目撃など著しい心的外傷を与えることである。

そして、このような虐待は子どもたちにどのような影響を与えるのだろうか。生地（2017）は、身体的虐待を受けた子どもは、夜驚症のようになることは多いように思う。さらに、外傷

後ストレス障害（PTSD）様の症状を持つというような外傷的体験（トラウマ）による症状に加え、虐待する人への同一化は珍しいことではない。性的虐待を受けた子どもは、きちんとした社会的地位にある親から性虐待は、その子どもの親イメージの中で尊敬できる部分と嫌悪すべき部分・悪い部分との統合が難しく、解離症状をおこすこともある。自殺未遂や自傷行為を繰り返す子もいる。一方、表向きは性的なことは嫌悪していないように見えるのだが、内面は深く傷ついていることがあり、自分の惨めさを打ち消すような意味で異性に近づくこともあるし、誰か自分を受け止めてくれる存在を求めて性を媒介として依存できる異性を探すこともある。心理的虐待を受けた子どもは、PTSD の症状を示すことは少ない。しかし、内面は深く傷つき、自尊心が低下している子どもや生きている価値がないのだと感じる子が多い。前青年期から青年期前期の年代になると自傷行為をするようになる子もいる。また、惨めさを回避するためか、「能力が高く容姿が優れていて万能の自分」が活躍するという空想にふけることもある。ネグレクトを受けた子どもは、きちんと世話されず、いろいろなことを教えてもらえないということが子どもの脳と心の発達に与える影響は大きいと考えられる。ネグレクトの背景に、親の側の情緒応答性の問題や親自身がきちんと養育されていなかったという問題があり、子どもは、親を信頼することができないし、安定した愛着も形成されない。自分自身について無関心で、きちんとした生活をしようとする態度が見られない子もいる、と述べている。

さらに、施設にいる子どもたちが必要としていることとして、生地（2017）は、①安定した愛着対象や自分と言う存在を全体として受け入れてくれる対象 ②多面的に発達を促す支援 ③青年期前期・思春期の発達課題への支援をあげている。さらに、慢性的に虐待を受けてきた子どもには、子どもの気持ちの動きを理解できる辛抱強く懲罰的でない里親や施設職員による長期のケアや多面的な治療ケアが必要であるという。このように被虐待児の育ちには、施設養護や里親のような家庭的環境に身を置き安心・安心できる環境での養育以上の長期の心理的ケアが必要となる。国の政策としても虐待予防と平行して、実際に生じている被虐待児の個別で専門的な心理的ケアが長期にうけられる体制を整えるための制度が必要であると考え、と述べている。

このように、現在の児童養護施設においては増え続けている被虐待経験のある入所児や自閉症スペクトラムや ADHD といった発達障害を抱える入所児に対する専門的な心理的ケアや対応が求められており、2006（平成18）年には、心理療法担当職員が常勤職として認められるようになった。しかし、基本的信頼感の乏しさや愛着不全、トラウマティックな体験をしてきた入所児にケアは心理療法担当職員による個別の心理療法やカウンセリングだけでは十分とはいえず、安定した愛着対象となる生活担当職員にも心理的ケアの視点が求められる。また、被虐待児はその過酷な生育環境ゆえに、日常生活場面でもさまざまな非行的な行動、暴力といった

問題行動を呈する。同時に、被虐待経験をもつ子どもは情緒的にも職員に自らの心理的な苦しさを引き受けさせることも生じる。そして、それらの問題に日々対応し、引き受け続けるのは施設職員である。このような、状況で職員のバーンアウトをはじめとした心理的破綻を生じさせないためのケアも子どもへの心理的ケアと同様に必要となるだろう。

5. まとめと考察

これまで、家庭での養育が困難になった子どもたちの養育と心理的ケアの歴史的変遷と現在の児童施設養護の現状と問題についてみてきた。このことから、2つの視点から現在の児童養護施設の課題を考えたい。

第一に、代理養育が必要な子どもたちの養育の担い手や子ども観の変化という視点から見てみたい。家庭での養育が困難な子どもたちの養育は宗教的慈善活動として古代から行われてきた。そして、中世になると当時の政治的中心機関である幕府の指示のもと、市井の人々による相互扶助の形で行われてきた。そして、近代に入ると、再び宗教的慈善活動の活動家が中心となりその役割を担ってきた。しかし、戦後になると、主な担い手が宗教的慈善活動団体や市井の人々の相互扶助の一環から国家へと変わっていった。このように、歴史的に眺めると社会的養護の担い手は宗教的慈善活動から徐々に国家が主体となるものへと変化している。また、この長きに歴史の中で子どもを養育することに関わる理念も大きく変わってきたことが見て取れる。

その背景には、古代から戦中までは乳幼児の死亡率の高さゆえに、とにかく子どもを大人にすることに注力することを優先する必要性があったと考えられる。当然、潜在的には人間として大切にされるという考えがあっただろう。それは、井原西鶴の作品の中に描かれる人々の姿や明治期の石井十次の岡山孤児院の理念からもみることができる。しかし、最優先されてきたのは、人口施策や労働力としての子どもを育てること、つまり、大人の思惑がおおいに影響してきたと考えられる。それが、顕著になったのが戦中の富国強兵、兵力・自国民の人数としての子どもの捉え方である。しかし、戦後になると児童福祉法や児童憲章の制定、世界的な子どもの権利擁護の機運の後押しにより、代理養育・施設養護に大きな転換が起こった。子どもが子どもとしての権利を大切にされるという視点への転換である。これは、子ども観の変化とも言える。そして、現在の子どもの権利を守るという子ども観による施設養護の歴史は古代から紡がれてきた代理養育の流れの中では非常に歴史が浅いものであるといえよう。これからも子どもが子どもとして大切にされ、育てられることへの方法論は考えていかなければならない視点である。

第二に、代理養育を必要とする子どもの抱える問題の変化についてみてみたい。古代から第

二次世界大戦後までの施設養護が必要な子どもたちの抱える中心的な問題は、長きにわたり、貧困や親との死別、あるいは親の養育困難による孤児・棄児となったことが中心であった。しかし、戦後の高度経済成長期から現代における社会の発展・変化に伴い、このような子どもたちが抱える問題は、虐待によるこころの傷つきやこころの発育不全、発達障害といった問題へと変化してきている。もちろん、いずれの時代においても家庭養育が困難になるという事実は子どものこころに影響を与えてきただろう。そこには、両親という具体的な存在や親から与えられるはずの愛情や世話、家庭で大切に育てられる自分像などさまざまな喪失を必ず伴う。そして、この喪失体験が孤児や棄児、家庭から保護された子たちの養育を難しくさせている要因であると考えられる。しかし、現在の被虐待児はこのような喪失だけでなく、トラウマティックな体験、愛着関係の不全という、より深刻なこころの傷つきや発達不全の問題を抱えている。また、被虐待児と同様に入所数が増えつつある発達障害を抱える子どもたちには、彼らの持つそれぞれの特性を理解し、その特性に応じたより丁寧な関わりが必要になる。このように、施設入所児の抱える問題の急激な変化やより心理的ケア、個別での根気強い丁寧な関わりが必要な子どもたちが増えているという事実が施設養護をより難しくさせていると考えられる。この難しさは、国が現在推進している里親制度についても同様の問題が生じるだろう。歴史的変遷の中で見た江戸時代の捨て子と貰い親は里親の一形態であると考えられるがそれは被虐待児の里親になることとは異なるのである。

最後に、代理養育や施設での養育が必要な子どもたちについての歴史的な変遷を見ると、その視点はいずれも、養育の担い手や保護のための制度の変化についての記述が数多い。しかし、そのような子どもたちが実際にどのように養育されてきたのかの記述は非常にわずかである。このことは、代理養育や施設での養育が必要な子どもたちのこころのありようや心理的ケアには十分に目が向けられてこなかったのだろうと推察される。このことには、これまで見てきたように、現在とは異なる社会状況や子ども観が長く続いてきたことや子どもたちの抱える問題が貧困や養育者の死や養育困難による遺棄といった問題が中心であったことが影響しているだろう。つまり、貧困に対する制度としての保護や養育者がいない子どもを養育すること、生活環境を提供することで十分だとみられてきたように思われる。しかし、社会的養護が必要な子ども達の抱える問題が被虐待経験や発達障害に変化している現在において、心理的ケアをどのように十分に提供するのかということが新たな課題として中心となるだろうし、今後も具体的に考えられる必要があるものだと考える。

今後の課題として、施設において児童支援員がどのように子どもにかかわっているのか、心理療法担当職員による専門的な心理ケアがどのような形で行われているのかの実態をより詳細にみていくことで必要な制度や職員教育への手立てが明確になると考える。

引用資料

- 橋本伸也 沢山美果子編（2014）『保護と遺棄の子ども史』昭和堂
- 石田 賀奈子（2018）. 社会的養護の制度と実施体系 伊藤嘉余子・福田公教 編著『社会的養護』pp44-68 ミネルヴァ書房
- 野田 敦史（2013）. 社会的養護の歴史的変遷と今日的課題 小野澤 昇・田中 利則・大塚 良一 編著『子どもの生活を支える社会的養護』pp. 16-39 ミネルヴァ書房
- 生地 新（2017）『児童養護施設の心理ケア 力動精神医学からみた子どものこころ』岩崎学術出版社
- 柴田 善守（1978）『石井十次の生涯と思想』春秋社
- 山口 春子（1985）『戦後混乱期の養護施設』人文学報. 社会福祉学, (1), 231-250

参考文献

- 細井 勇（2009）『石井十次と岡山孤児院』ミネルヴァ書房
- 神戸 賢次 喜多 一意 編（2011）『新選 児童の社会的養護原理（シリーズ 福祉新時代を学ぶ）』（株）みらい
- 加藤 孝正・小川秀彦 編著（2012）『基礎から学ぶ社会的養護』ミネルヴァ書房
- 山懸 文治・林 浩康 編（2012）『よく分かる社会的養護』ミネルヴァ書房

註

- ① 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課（2018）子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）,
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000348288.pdf>,2019.5.18
- ② 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課（2018）平成29年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数及び平成29年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果,
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf>,2019.5.18
- ③ 警察庁（2019）非行少年、児童虐待及び子供の性被害 生活安全の確保に関する統計等
https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H30.pdf,2019.5.18
- ④ 厚生労働省 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（2011）社会的養護の課題と将来像,
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz-att/2r9852000001j91g.pdf>,2019.5.22
- ⑤ 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局（2015）児童養護施設入所児童等調査
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>,2019.5.23
- ⑥ 厚生労働省 社会的養護の施設等について
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html,2019.5.19
- ⑦ 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局（2012）児童養護施設運営指針,
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_04.pdf,2019.5.23
- ⑧ 厚生労働省 大臣官房統計情報部（2015）平成26年社会福祉施設等調査の概況 第2表 施設の種別別在所率（詳細表）
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/17/dl/sankou02.pdf>,2019.5.19
- ⑨ 厚生労働省（2016）社会的養護の現状について（参考資料）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/>

0000187952.pdf2019.5.19

- ⑩ e-stat 政府統計の総合窓口 統計で見る日本（2015）児童養護施設入所児童等調査
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450273&stat=000001024520>,
2019.5.23.